平成２５年（フ）第１１１号
滋賀県彦根市高宮町1293番地５
債務者　安藤　　勇
１　決定年月日時　平成25年９月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月26日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２５年（フ）第６３９号
京都市伏見区深草車阪町１―41　サンシティ車阪201、住民票上の住所京都市東山区福稲下高松町29番地２
債務者　池内かなめ（旧姓山岡）
１　決定年月日時　平成25年９月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月26日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１０１８号
京都市西京区松尾東ノ口町82番地
債務者　鮮魚木村こと　木村　敏夫
１　決定年月日時　平成25年９月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月26日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第２３９号
兵庫県赤穂市塩屋2175番地７
債務者　加藤　大典
１　決定年月日時　平成25年９月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月26日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第３４６号
兵庫県姫路市青山南１丁目２番５―205号県公営住宅青山団地５号棟
債務者　谷田　秀美
１　決定年月日時　平成25年９月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月26日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第８１１号
広島市東区戸坂数甲２丁目８番11号
債務者　杉本　祐希
１　決定年月日時　平成25年９月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第８２０号
広島県安芸郡海田町南本町６番19―405号
債務者　田中三津美
１　決定年月日時　平成25年９月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第８４３号
広島市安佐北区亀崎２丁目20番94―201号
債務者　澤村　敏彦
１　決定年月日時　平成25年９月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２３０号
愛媛県松山市西石井２丁目３番６号
債務者　榎股　正治
１　決定年月日時　平成25年９月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月26日まで
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３１４号
岐阜市本郷町７丁目13番地１　第三丸喜ビル303号室
債務者　森　　信男
１　決定年月日時　平成25年９月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月28日まで
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第３１５号
岐阜市本郷町７丁目13番地１　第三丸喜ビル303号室
債務者　森　　真衣
１　決定年月日時　平成25年９月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月28日まで
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第３２０号
岐阜市日置江１丁目26番地
債務者　長谷川和義
１　決定年月日時　平成25年９月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月28日まで
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第１１５号
北海道苫小牧市明徳町２丁目24番15号
債務者　鈴木　寛幸
１　決定年月日時　平成25年９月30日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月29日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２５年（フ）第１２２号
北海道苫小牧市山手町１丁目７番15号　ハイツまるいＮＯ10―102号
債務者　三上　秀一（旧姓最上）
１　決定年月日時　平成25年９月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月29日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２５年（フ）第１０４号
福島県田村郡三春町八島台７丁目１番地の12
債務者　吉井　奉光
１　決定年月日時　平成25年９月27日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月29日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２５年（フ）第１０５号
福島県田村郡三春町八島台７丁目１番地の12
債務者　吉井　順子
１　決定年月日時　平成25年９月27日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月29日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２５年（フ）第３３８４号
大阪市住吉区我孫子東３丁目１番23―403号
債務者　坂井　幹生
１　決定年月日時　平成25年９月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部